

横浜市とごみ焼却処理に係る相互支援協定を締結しました

本市と横浜市では、ごみ焼却処理施設の故障・事故等に伴う施設の緊急停止等の不測の事態が発生した際に、一時的に自区内でのごみ処理が困難となる可能性が懸念されます。

そこで両市の間で協議を行い、この度ごみ焼却処理施設の緊急停止等に伴う相互支援に関する協定を締結いたしましたので、御報告いたします。



1 協定名

ごみ焼却処理施設の緊急停止等に伴う相互支援協定書

2 協定締結日

令和5年8月18日（金）

3 協定の期間

協定締結から1年間（双方に疑義が生じなければ継続して更新）

4 支援の要件

- (1) 焼却施設が、故障、事故等による不測の事態に陥り、支援を必要とする場合
- (2) 自然災害等の発生によるごみ量の急激な増加等により支援を必要とする場合
- (3) その他、双方が必要と認めた場合

5 支援の内容

ごみの焼却処理（ごみの収集運搬、焼却灰の処分は含みません）

6 費用負担

双方の条例に定める一般廃棄物ごみの焼却処理手数料の額に相当する金額を負担